

重要事項説明書

令和 年 月 日

1. 事業主体概要

事業主体名	医療法人聖峰会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 鬼塚一郎
所在地	福岡県久留米市田主丸町益生田892番地
資本金(出捐金)	370万円
法人の理念	地域の為に 地域とともに ～ あふれる愛・限りない夢 燃える心・かけがえのない生命 ～
他の介護保険関連事業	介護老人保健施設 サンライフ聖峰 通所リハビリテーション デイケアセンターひまわり 短期入所療養介護 サンライフ聖峰 指定居宅介護支援事業者 ひまわりケアプランサービス 指定居宅介護支援事業者 善導寺ケアプランサービスひまわり 指定居宅介護支援事業者 さくらケアプランサービス日田 訪問介護 ひまわりホームヘルパーステーション 田主丸訪問看護ステーション 通所リハビリテーション パワーデイケア 燦フラワー 認知症対応型共同生活介護 グループホーム ひまわり館 認知症対応型共同生活介護 グループホーム ひまわり2号館 認知症通所介護事業 さくらデイサービス日田 認知症通所介護事業 さくらデイサービスうきは 小規模多機能型居宅介護 ひまわりの郷田主丸 小規模多機能型居宅介護 ひまわりの郷吉井 小規模多機能型居宅介護 ひまわりの郷うきは 小規模多機能型居宅介護 さくらの郷日田
他の介護保険以外の事業	田主丸中央病院 マリン病院 健康科学センター サンヘルス聖峰

ホーム名	グループホームひまわり3号館
ホームの目的	家庭的な環境のもとで、認知症高齢者の日常生活や機能訓練等の世話を専門的な知識と技術で支援していくことを目的とする
ホームの運営方針	利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する
ホームの責任者	横山 敦(筑後の郷管理者: 伊藤 若菜 ・耳納の郷管理者: 横山 敦)
開設年月日	平成16年 4月 17日
介護保険事業者指定番号	4077300194
所在地・電話・FAX番号	福岡県うきは市吉井町福益121-2 (電話)0943-76-4520 (FAX)0943-76-4521
交通の便	JR久大本線筑後吉井駅より徒歩10分 西鉄バス「うきは警察署入り口」より徒歩10分
敷地概要(権利関係)	敷地面積 1.494㎡(私有地)
建物概要(権利関係)	構造: 木造一階建て 延床面積: 581.85㎡
居室の概要	全室個室 [12.15㎡(7.4畳)] 18室(2ユニット) 洗面台 ・ 押入れ付き
共有施設の概要	食堂兼リビング ・ 洗濯所 ・ 浴室・脱衣所 ・ トイレ デッキテラス ・ 園芸場
緊急対応方法	協力医療機関の救急告示田主丸中央病院との連携支援体制が整っている。
防犯防災設備 避難設備等の概要	消防署への自動通報システム及びスプリンクラー・消火器完備 防災訓練 年2回 事故発生時の対応マニュアル作成
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社 (社会福祉事業者総合保険)

3. 職員体制(主たる職員) (令和 年 月 日現在)

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
責任者	1 人					介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉士	認知症介護実務者(リーダー)・管理者研修修了
管理者	2 人					介護福祉士 介護支援専門員	認知症介護実務者 管理者研修修了
計画作成担当者	2 人					介護福祉士 介護支援専門員	認知症介護実務者修了
看護師	4 人					看護師	
介護従事者	12人以上					介護福祉士等	認知症介護実務者修了

4. 勤務体制

昼間の体制	6人以上 (7:00 ~ 19:00)
夜間の体制	2人以上 夜勤体制(16:30 ~ 9:00)

5. 利用状況 (令和 年 月 日現在)

利用者数	1ユニット当たりの定員 9人(ユニット数2) 総定員 18人
要介護度別	要支援2 名 要介護1 名 要介護2 名 要介護3 名 要介護4 名 要介護5 名

6. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・面会時間については、特に制限はしていませんがなるべく、20時ぐらいまでをお願いします。
- ・外出、外泊は随時可能ですが、事前に必ず届け出て下さい。
- ・所持品、備品等の持ち込みについては事前に必ずご相談下さい。
- ・ペットの持ち込みにつきましても、他の利用者に迷惑をかけることがありますので、事前にご相談下さい。
- ・敷地内、館内は禁煙となっておりますので、喫煙はご遠慮願います。
- ・その他不明な点は御相談ください。

7. サービスおよび利用料金等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。 上記について包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。 但し、入居時30日に限り、下記金額に1日あたり30円が加算となります。
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供(家賃)	36,000円 / 月
食事の提供	朝食: 400円、 昼食: 450円、 夕食: 530円
個人消耗品の費用	別紙の光熱費及びその他、個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。

基本料金—————別紙利用料金表をご参照願います。

介護保険負担割合分(1日あたり)

介護保険料1日あたりの自己負担分【認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

介護費自己負担1割	短期利用共同生活介護費1割
要支援2 .. 749	要支援2 .. 777
要介護1 .. 753	要介護1 .. 781
要介護2 .. 788	要介護2 .. 817
要介護3 .. 812	要介護3 .. 841
要介護4 .. 828	要介護4 .. 858
要介護5 .. 845	要介護5 .. 874

介護費自己負担2割	短期利用共同生活介護費2割
要支援2 .. 1498	要支援2 .. 1554
要介護1 .. 1506	要介護1 .. 1562
要介護2 .. 1576	要介護2 .. 1634
要介護3 .. 1624	要介護3 .. 1682
要介護4 .. 1656	要介護4 .. 1716
要介護5 .. 1690	要介護5 .. 1748

介護費自己負担3割	短期利用共同生活介護費3割
要支援2 .. 2247	要支援2 .. 2331
要介護1 .. 2259	要介護1 .. 2343
要介護2 .. 2364	要介護2 .. 2451
要介護3 .. 2436	要介護3 .. 2523
要介護4 .. 2484	要介護4 .. 2574
要介護5 .. 2535	要介護5 .. 2622

8. 協力医療機関

協力医療機関名	田主丸中央病院
診療科目・ベット数等	内科・外科・整形外科・脳神経外科・精神科・神経科・眼科・皮膚科 泌尿器科・歯科・放射線科（許可病床数：347床）
協力医師	氏名：理事長 鬼塚一郎 他（状態に応じその都度受診援助）

9. 苦情相談

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：(筑後)伊藤 若菜、(耳納)藤高 達也
行政窓口	①福岡県介護保険広域連合うきは・太刀洗支部 (電話)0943-74-5355 (FAX)0943-74-5353
	②うきは市役所 保健課 介護・高齢者支援係 (電話)0943-75-4960 (FAX)0943-75-4963
	③福岡県国民健康保険団体連合会・介護保険課 介護サービス相談係 (電話)092-642-7859 (FAX)092-642-7857

10. 入居者の人権の擁護及び虐待の防止のための措置について

1 ホームでは、入居者の人権の擁護、虐待の防止のため、次のことを行っています

- (1) 人権の擁護、虐待の防止に関する責任者の選定及び必要な体制を整備しています
責任者：横山 敦
- (2) 成年後見制度の利用を支援します
- (3) 苦情解決体制を整備しています
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を実施しています
- (5) その他、入居者の人権の擁護、虐待の防止のため必要な措置を行います

2 職員は入居者に対し、以下のような行為は行いません

- (1) 殴る、蹴る等入居者の身体に侵害を与えること
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求めること及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業をさせること
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行くこと
- (5) 食事を与えないこと
- (6) 入居者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 性的な嫌がらせをすること
- (9) 入居者を無視すること
- (10) 入居者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること

※別紙、身体拘束等の適正化のための指針を整備している。

11. 加算について

下記の加算については、当事業所が市町村に届け出ている加算要件が整った場合に限り必要となります

① 認知症ケア加算(Ⅰ)〔3単位/日〕

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者割合が50%以上となり、認知症介護に関わる専門的研修(認知症実践リーダー研修)を修了した者を厚生労働省の定める基準で配置し、技術的指導に係る会議を定期的開催する体制が整った場合。

※認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者のみ算定する。

② サービス提供体制強化加算(Ⅰ)〔22単位/日〕

当事業所の介護従事者の総数のうち、介護福祉士の資格を有する者の占める割合が70%以上、又は、勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上配置され、サービスの質の向上に質する取組を実施していること。

③ 看取り介護加算〔単位/日〕 ※死亡日からの日数により異なる。

医師が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又はその家族等の同意を得て当事業所が整備する「看取りに関する指針」に定める介護計画に基づき介護を行うことの同意を得た場合。人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取組を行うこと。

④ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定め介護を行った場合。

⑤ 入院時費用〔246単位/日〕

入院後、3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受入体制を整えてい

⑥ 生活機能向上連携加算〔200単位/月〕

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が、認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価(生活機能アセスメント)を共同して行い、計画作成担当者は生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合に必要なこと。

⑦ 科学的介護推進体制加算〔40単位/月〕

利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状態等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

⑧ 医療連携体制加算

事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。

医療連携体制加算(Ⅰ)ハ

事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。

⑨ 協力医療機関連携加算〔40～100単位/月〕

協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催することを評価する加算です。

⑩ 退所時情報提供加算〔250単位/回〕

医療機関へ退所する入居者について、退所後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者等1人につき1回に限り算定します。

⑪ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)〔10単位/月〕

施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入居者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算が設けられます。

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関(協定締結医療機関)との連携体制を構築していること。

上記以外の一般的な感染症(※)について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。

感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。

⑫ 新興感染症等施設療養費〔240単位/日〕

新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを評価する加算です。

入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症(※)に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービス提供を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

⑬ 認知症チームケア推進加算〔120～150単位/月〕

認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新設される加算です。

⑭ 生産性向上推進体制加算〔10～100単位/月〕

介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、

- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、
 - ・生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、
 - ・一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う
- といった取組みを評価する加算です。

⑮ 介護職員等処遇改善加算〔18.6%〕 ※令和6年6月より

現行の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた「介護職員等処遇改善加算」(4段階が設定)に一本化されます。

※令和6年5月までの「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」
「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」の合計は、16.5%となっています。